

新居浜工業高等専門学校運営組織規則

平成25年9月10日規則第2号
最終改正 平成31年2月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条第7項及び新居浜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第11条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営組織に関する事項を定め、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で学科等とは、学則第7条に定める各学科と数理科及び一般教養科をいう。

第2章 主事

(主事)

第3条 機構規則第5条第1項及び学則第9条第1項に定める教務主事、学生主事及び寮務主事（以下「主事」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構の主事等の任免に関する規則第2条の規定に基づき、教務主事にあつては、本校の教授の中から、学生主事及び寮務主事にあつては、教授又は准教授の中から校長が推薦し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が任命する。

- 2 主事は、学則第9条第2項から第4項に掲げる職務を行う。
- 3 主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 副校長及び校長補佐

(副校長)

第4条 機構規則第5条第4項の規定に基づき、本校に副校長を置く。

- 2 副校長は、本校の教授の中から校長が任命する。
- 3 副校長は、校長を補佐し、本校の校務を掌理する。
- 4 副校長は、校長不在の時はその職務を代行する。
- 5 副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(校長補佐)

第5条 機構規則第5条第4項の規定に基づき、本校に校長補佐を置く。

- 2 校長補佐は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。
- 3 校長補佐は、校長の職責遂行を助ける。
- 4 校長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 専攻科長

(専攻科長)

第6条 学則第37条の2に定める専攻科長は、本校の教授の中から校長が任命する。

- 2 専攻科長は、学則第37条の2第2項に掲げる職務を行う。
- 3 専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 附属施設

(附属施設)

第7条 本校に図書館、保健管理センター、高度技術教育研究センター、情報教育センター及びエンジニアリングデザイン教育センター(以下「附属施設」という。)を置く。

- 2 附属施設の目的及び組織等については、別に定める。

(図書館長)

第8条 本校の図書館に図書館長を置く。

- 2 図書館長は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。
- 3 図書館長は、校長の命を受け、図書館の管理運営及び業務に関することを掌理する。
- 4 図書館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(保健管理センター長等)

第9条 本校の保健管理センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学生主事を、副センター長は、同センター内に置く学生相談室の室長をもって充てる。
- 3 センター長は、校長の命を受け、同センターの管理運営及び業務に関することを掌理する。
- 4 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(高度技術教育研究センター長等)

第10条 本校の高度技術教育研究センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、本校の教授又は准教授の中から、副センター長は、教授、准教授又は講師の中から校長が任命する。

3 センター長は、校長の命を受け、同センターの管理運営及び業務に関することを掌理する。

4 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

5 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報教育センター長等)

第11条 本校の情報教育センターにセンター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、本校の教授又は准教授の中から、副センター長は、教授、准教授又は講師の中から校長が任命する。

3 センター長は、校長の命を受け、同センターの管理運営及び業務に関することを掌理する。

4 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

5 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(エンジニアリングデザイン教育センター長等)

第12条 本校のエンジニアリングデザイン教育センターにセンター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、本校の教授又は准教授の中から、副センター長は、教授、准教授又は講師の中から校長が任命する。

3 センター長は、校長の命を受け、同センターの管理運営及び業務に関することを掌理する。

4 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

5 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 学科主任等

(学科主任等)

第13条 本校の学科等に主任及び副主任を置く。

2 学科等の主任は、本校の教授の中から、副主任は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 学科等の主任は、当該学科等の教育及び管理運営に関することを掌理するとともに、学科等間の連絡調整に当たる。

4 学科等の副主任は、当該学科等の主任の職務を補佐する。

5 学科等の主任及び副主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 専攻主任

(専攻主任)

第14条 本校の専攻科に、生産工学専攻主任、生物応用化学専攻主任及び電子工学専攻主任（以下「専攻主任」という。）を置く。

- 2 専攻主任は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。
- 3 専攻主任は、専攻科長を補佐し、当該専攻の教育及び管理運営に関することを掌理するとともに、学科等との連絡調整に当たる。
- 4 専攻主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 主事補

(主事補)

第15条 本校に教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置く。

- 2 教務主事補は、本校の教授又は准教授の中から、学生主事補及び寮務主事補は、本校の専任教員の中から校長が任命する。
- 3 主事補は、当該主事の職務を補佐する。
- 4 主事補の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9章 学級担任等

(学級担任・学科担当)

第16条 本科の各学級に学級担任を、第1学年及び第2学年の各学科に学科担当を置く。

- 2 学級担任は、次の各号により教授、准教授又は講師の中から、学科担当は、当該学科の教員の中から校長が任命する。ただし、第3学年以下にあつては、やむを得ない場合に限り、本校採用後3年を経過した助教を学級担任とすることができる。
 - (1) 第1学年及び第2学年にあつては、数理科及び一般教養科の教員
 - (2) 第3学年以上にあつては、当該学科の教員
- 3 学級担任は、主事及び学科等の主任と連絡を密にして学級の運営及び学習指導並びに生活指導を行う。
- 4 学科担当は、当該学科と学級担任との連絡調整を行う。
- 5 学級担任及び学科担当の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年主任)

第17条 本科の各学年に学年主任を置く。

- 2 学年主任は、第1学年及び第2学年にあつては、数理科及び一般教養科の主任をも

って充て、第3学年以上にあつては、当該学年の学級担任の中から校長が任命する。

- 3 学年主任は、校長、主事、学科等の主任及び学級担任と連絡を密にして当該学年の教育活動を円滑に実施する。
- 4 学年主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10章 会議及び委員会等

(企画調整会議)

第18条 校長を補佐し、本校の運営に関する重要事項について企画立案し、校務の円滑な運営を図るため、企画調整会議を置く。

- 2 企画調整会議に関する必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第19条 校長の諮問に応じ、本校の運営に関する重要事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(教員会)

第20条 教員相互の意見の交換及び連絡調整を図るため、教員会を置く。

- 2 教員会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第21条 特定の事項を審議するため、又は特定の業務を推進するため、必要に応じて委員会、室等（以下「委員会等」という。）を置く。

- 2 委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月10日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校教員等組織規程（平成15年3月12日規程第8号）は、廃止する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日 一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。